

令和 3 年 6 月 2 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03335

研究課題名(和文) パネルデータ分析による入会林野近代化法50年の総括：過少利用時代の入会権再考

研究課題名(英文) Historical Data Analysis of the Effects of Common Forest Modernization Act

研究代表者

高村 学人 (TAKAMURA, Gakuto)

立命館大学・政策科学部・教授

研究者番号：80302785

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：2000年農林業センサスの慣行共有事業体調査と昭和49年全国入会慣行調査のマイクロデータ分析を行った結果、入会林野の所有名義が森林管理に与える影響が時間の流れとともに大きくなり、特に記名共有の場合、離村しても失権しない共有者の存在が入会集団の意思決定を困難にしていることを推論できた。成果は、International Journal of the Commonsにも査読付論文として掲載されることになり、またディスカッションペーパーとしてもオンライン公開した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

アンチ・コモンズ理論に基づき入会の過少利用の要因を政府のセンサスデータの二次分析という形で実証することができ、公的データに基づく法制度分析の研究方法を示すことができた。ディスカッションペーパーでまとめた成果は、政府統計のポータルサイトからも閲覧でき、これに基づき共有者不明問題への法的対応を議論できる形となった。

研究成果の概要(英文)：As a result of micro-data analysis of the 2000 Census and national survey of customary forest 1974, we found that the impact of registered ownership on forest management has increased over time, and that the existence of multiple co-owners who do not lose their rights even if they leave the village makes it difficult for the remaining villagers to make collective decisions. The results will be published as a refereed paper in the International Journal of the Commons and as a Ritsumeikan Policy Science discussion paper online.

研究分野：法社会学

キーワード：アンチ・コモンズ 入会権

1. 研究開始当初の背景

(1)所有者不明土地問題と入会権

本研究は、入会林野という江戸時代以来の慣習的権利に服する土地が今日、過少利用の状態にある要因を登記上の所有名義が多数共有状態になっており、離村してもこの登記上の名義を抹消しないで権利を保持する者がいた場合、相続に伴いさらに権利者が増加し、当該土地に権利関係を設定することが困難となることに求め、これをマイクロデータ分析から検証しようとするものである。

昨今、所有者不明土地問題ということが言われるようになったが、実際には、所有者が不明化しているのではなく、入会権が物権として登記できず、妥協として取られた所有名義の状態が不十分なものであったので以上のような多数共有者問題が発生している、というのが本研究の視座である。

(2)アンチ・コモンズ論

このように権利者が増大すると意思決定が不可能になり、不動産の望ましい利用ができなくなり、そこが放置されるというフレームは、アメリカのマイケル・ヘラーという不動産法研究者によって「アンチ・コモンズの悲劇」として理論化されている。

しかし、このアンチ・コモンズの悲劇に基づく実証研究は、知財法では多いものの不動産法、特に村落共同体の慣習的権利が認められている共有地についての計量的な研究は世界を見渡してもほとんど行われていない。

また法学説としての入会権論では、入会権が成立している土地の利用や管理を変更する場合の意思決定ルールとしては、全員一致原則というものが長年、通説となってきた。また、このルールに基づけば、村落の有力者達による決定で迷惑施設立地のため売却してしまった入会地の処分につき少数の入会権者の異議申し立てにより無効とすることができるゆえ、環境保全のためにも全員一致原則が重要であると論じられてきた。

これに対して本研究では、入会林野の利用・管理という側面において村外に流出した権利者も含めた全員一致を貫くことは、林野の望ましい管理を実現する上では桎梏になるという見方のもと現地調査とマイクロデータ分析を行った。

(3)日本の優位性

幸い、日本では、この入会権の問題が明治以降、農山村の生活基盤を支える上で非常に切実な問題であったため、多くの調査研究がなされてきた。特に1960年から2000年まで10年毎に実施された農林業センサスの林家以外の林業事業体調査では、入会慣行が認められる入会集団に対する全数調査であり、回答率も100%に近いものとなっている。

また昭和49年全国入会慣行調査は、1440ものケースを収録し、権利ルールにつき詳しく調査している。本研究では、これらのマイクロデータを統計学的に分析することでアンチ・コモンズ仮説を検証した。

2. 研究の目的

本研究の目的は、現代の入会林野の過少利用の要因としては、権利者の増加・流出が独立した要因になっていることを実証的に検証することにある。これは、従来、入会林野の過少利用が、木材の輸入自由化に伴う山林価値の低下、農山村の高齢化や人口減少といった社会経済的な要因から専ら説明されてきたことへのアンチ・テーゼとなる。

また既に行われた調査のデータを二次分析することで有意義な結論を導くことも本研究の目的の一つであり、幸い、政府が実施した統計調査等の公的データの公開が近年進んだため、本研究でも農林水産省統計部センサス統計室から2000年農林業センサスの個票データの提供を本科研費研究に基づき、得ることができた。

3. 研究の方法

(1)現地調査

マイクロデータ分析に基づく仮説検証に先立ち、本研究では、京都府南丹市美山町と京都府宇治田原町の森林組合を訪問し、そこから入会集団の代表者や準代表者を紹介してもらって現代における入会集団の組織構造や活動内容を把握することにした。

とくに京都府南丹市美山町では、2ヶ年度にわたり、ある小学校区の11集落全てに調査票調査を行うことができ、集落の構成員と入会権を持つ世帯のずれ、集落としての会合と入会集団としての会合の重なりとずれ、移住者の権利の有無、所有名義の多様性とそれが集団のルールや管理のあり方に与える影響、実際の管理活動の内容など、につき詳しく把握することができた。

また宇治田原町でも生産森林組合の収支構造が共有林の間伐等の整備のあり方に与えている影響を把握することができた。

(2)法学説史の検討

この調査と併行しながら、国内の入会権の法学説を文献調査に基づき再検討し、全員一致原則が現実の入会集団の変化と切り離される形で固定化したこと、この原則と訴訟法上の固有必要的共同訴訟論との関連が従来の学説では不鮮明なこと、全員一致原則を貫くと森林管理の外部への委託や境界確定などが困難となる可能性があること、などを指摘する論文の公表や研究発

表を行うことができた。

またイギリスやフランスの共同地に関する法制度の歴史、実態の変化を扱う文献も読み進め、比較のための視座を築くことができた。

(3) 農林業センサスのマイクロデータ

既に述べたように日本では、1960、70、80、90、2000年の計5回にわたり、農林業センサスの林家以外の林業事業体調査で入会共有林を保有する全集団への全数調査が行われている。しかし、研究実施時においてマイクロデータとして農林水産省統計部センサス統計室から提供を受けることができたのは、2000年の調査データのみであった。この年度では、保有する面積が10ha以上の事業体のみが調査票調査の対象となるという形で面積下限の切り上げが行われており、このデータから分析できるのは、比較的大規模な林野を持つ入会集団となる。

しかし、このようにスケールメリットが働く入会集団においても所有名義の与える影響は、大きく、記名共有という形態で所有権登記されている入会集団においては、離村者が離村後も権利を保持する割合が他集団よりも高く、また離村後も権利を持ち続けている者がいると、間伐等の管理作業が低下したり、森林組合等への外部の組織への作業委託も低下していることがわかった。これは、入会集団の面積や人工林率といった地理的条件を多変量解析の手法で統制しても成り立つ因果関係であり、このことを実証できたのは、本研究の最も大きな成果と言える。

(4) 昭和49年全国入会慣行調査

(3)を補足する上で、黒木三郎・中尾英俊・熊谷開作が林野庁の委託調査として実施した昭和49年度全国入会慣行調査に収録されている各ケースのデータについても分析を行い、やはり所有名義が離村時ルールに影響を与えていること、このことは、既にこの3名にとっても自明であったにもかかわらず、離村したら失権とすべきという離村失権ルールが社会的に観察される地域の慣習とは切り離され形で唱えられ続けたことを明らかにすることができた。

4. 研究成果

(1) 英語による発表と論文の刊行

本研究の成果は、2019年7月にペルーのリマにて開催されたThe 17th Global Conference of International Association for the Study of the Commonsにてパネル発表を行い、また同内容を発展させたものを2020年7月に開催されたInternational Association of the Study of the Commons & RIHN Online Workshop on Commons, Post-Development and Degrowth in Asiaにおいて基調講演者として発表することができた。

これらの学会発表を通じて得ることができたコメントに基づき、本研究の主たる成果をInternational Journal of the Commonsという国際的な英文査読雑誌に投稿し、幸いにして採択の通知を受けることができた。現在、校正段階まで進んでおり、2021年夏頃には、公刊される見込みとなっている。

(2) ディスカッションペーパーの作成

また本研究は、農林水産省統計部センサス統計室から公的データを提供してもらう形でマイクロデータ分析を行ったため、その成果をオープンアクセスの媒体から公表することが望ましいとされていた。これに応える形で2021年3月に立命館大学政策科学会のディスカッションペーパーの一つとして上記の英語論文では詳しく説明できなかった基本集計や分析過程を丁寧に説明したペーパーをオンライン公開した。このオンライン版が存在することで、この調査票データに基づき入会林野の研究を行おうとする者にとって必要な集計がマイクロデータ提供の手続を踏む前にわかることになる。またこのオンライン版は、政府のポータルサイトにもリンクされることになっており、公的データに基づく政策研究の一例ともなる。

(3) 森林所有権制度研究会の開催

本科学研究を基盤としながら、当該研究課題についての議論のフォーラムを拡大するために2017年度から2019年度まで計8回、森林所有権制度研究会を立命館大学茨木キャンパスにて開催した。延べで50名程度の参加者を得ることができ、研究ネットワークの拡大にも寄与することができた。

(4) 基盤(A)研究への展開

さらにこの科研費を基礎としながら、2020年度から基盤研究(A)「森林・入会の過少利用とアンチ・コモンズ:所有権論の地理空間学的転回」の採択につなげることもできた。こちらの研究では、1990年の林家以外の林業事業体調査票の個票データの提供も新たに受けることができたので、面積規模が小さい入会集団の分析、1990年から2000年にかけての権利ルールの変化と林業活動との関連といった現象にも新たにアプローチできることになる。

ただし、本科学研究で予定していた昭和5年の全国入会慣行調査、明治26年の全国入会慣行調査のデータ化、パネルデータ化は、まだ本科学研究では十分に行うことができず、パネルデータ分析は、2000年の農林業センサス調査と昭和49年全国入会慣行調査の比較に留まり、個々のケースに対して異なる時点の調査データを連結するという本来の意味でのパネルデータ分析には、進むことができなかった。

この作業は、新たに採択された基盤研究(A)の方で引き続き取り組み、過去の入会林野の調査研究のストックを十分に活かすようにしていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 高村学人	4. 巻 91
2. 論文標題 共通財という新たな所有権論	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 13-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 高村学人	4. 巻 40
2. 論文標題 所有者不明土地問題と入会権 ー表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化法の実施に求められること	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 入会林野研究	6. 最初と最後の頁 5-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.32192/forestcommons.40.0_5	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 Gakuto TAKAMURA	4. 巻 32
2. 論文標題 Le contentieux de l'environnement par le droit coutumier sur les biens communaux	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Les Cahiers du GRIDAUH	6. 最初と最後の頁 81-97
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 高村学人	4. 巻 26
2. 論文標題 所有者不明土地問題を問い直す ーアンチ・コモンズ論からの問題再定義	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 土地総合研究	6. 最初と最後の頁 72-99
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 高村学人	4. 巻 25
2. 論文標題 過少利用時代からの入会権論再読 - 実証分析に向けた覚書	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 土地総合研究	6. 最初と最後の頁 40-68
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 高村学人	4. 巻 15
2. 論文標題 都市コモンズを支える制度 (体) と法政策 - エリノア・オストロムの法学へのインパクト	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 コミュニティ政策	6. 最初と最後の頁 45-70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Gakuto TAKAMURA	4. 巻 25
2. 論文標題 Urban New Commons in Japan: Privatization or Community-based Management ?	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 政策科学	6. 最初と最後の頁 329-346
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西出崇・高村学人	4. 巻 37
2. 論文標題 アンチ・コモンズ理論に基づく入会林野の過少利用要因の検証 - 2000年農林業センサス慣行共有調査の 個票データ分析	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 立命館大学政策科学会RPSPPディスカッションペーパー	6. 最初と最後の頁 1-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 3件 / うち国際学会 5件）

1. 発表者名 Gakuto TAKAMURA
2. 発表標題 The Theory of Anti-Commons to Explain the Underuse of Common Forest in Japan
3. 学会等名 Global Land Programme 2018 Asia Conference (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Gakuto TAKAMURA
2. 発表標題 Le regard sur les etudes de la conscience du droit aux Etats-Unis et ses receptions en France par rapport de la tradition de la sociologie du droit au Japon :Commentaire au numero 100 de la Revue de Droit et Societe
3. 学会等名 Journee etude RT13&Revue Droit et Societe en l'honneur du 100e n° de la revue (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高村学人
2. 発表標題 建築の終活を法社会学から考える - アンチ・commons論の時間論的展開
3. 学会等名 日本建築学会 (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 高村学人
2. 発表標題 日本の都市commonsの再文脈化 Commoning からの示唆
3. 学会等名 日韓ワークショップ・持続可能な発展と東アジアのcommons (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Gakuto TAKAMURA
2. 発表標題 New Social Dilemmas of Commons that are faced with Depopulation: Challenges and Institutional Change of Common Property Forests in Japan.
3. 学会等名 The 17th Global Conference of International Association for the Study of the Commons (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Gakuto TAKAMURA
2. 発表標題 Remodeling the Concept of Bundle of Rights to Consider Degrowth in a Different Way
3. 学会等名 International Association of the Study of the Commons&RIHN Online Workshop on Commons, Post-Development and Degrowth in Asia (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	西出 崇 (Nishide Takashi) (30513171)	京都外国語大学・外国語学部・講師 (34302)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------